

令和6年1月16日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ジャムジャムエクスプレス (法人番号: 2011701016323) 代表者 北村 宣彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区西伊興4-7-2 (本社営業所) 東京都足立区西伊興4-7-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和5年4月17日、令和5年4月27日及び令和5年5月19日、重大事故惹起を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第1項)、(3)運行基準図の作成義務等違反(運輸規則第27条第1項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年1月16日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社新日本観光自動車（法人番号：9011801014880） 代表者 佐久間 洋行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区谷在家3-7-14 (足立営業所) 東京都足立区加賀1-11-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年4月20日及び令和5年5月12日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(3)運行表の作成、運転者等の携行義務違反(運輸規則第27条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年1月16日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	船橋新京成バス 株式会社 (法人番号: 7040001028757) 代表者 原 一彰
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山4-1-12 (鎌ヶ谷営業所) 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷1-8-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年11月29日及び令和5年6月9日、労働局からの通知及び法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)乗務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第1項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年1月30日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	ちばシティバス株式会社 (法人番号: 8040001004716) 代表者 森 勉
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県千葉市美浜区新港32-12 (千葉営業所) 千葉県千葉市美浜区新港32-12
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年8月18日、公安委員会からの通知及び労働局からの通知を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)